

東久留米市教育、学術及び文化の 振興に関する総合的な施策の大綱

－みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち 東久留米－

令和 8 (2026) 年 7 月
東久留米市

東久留米市では、令和 4（2022）年 7 月に改定した「東久留米市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の理念に基づき、教育行政の推進に向けて取り組んでまいりました。

近年、こどもたちを取り巻く環境は、ICT をはじめとする技術革新や情報化、ライフスタイル・価値観の多様化など、めまぐるしく変化し続けております。そのような中でも、自らの思いを発出し、意見を交換し、物事を動かそうとすることこどもたちの積極的な姿勢には、深く感銘を受けてきました。

市長任期 2 期目のスタートにあたり、本年 2 月に表明した所信では、市制施行 100 周年を迎える 2070 年を見据えた「新しい東久留米」への 4 つの“新しい”挑戦を示しました。その 1 つとして「“新しい” 学校でこどもたちの未来を拓く」を掲げています。

この挑戦の根底には、市制施行 100 周年を迎える際の地域社会の担い手となる、自由で柔軟な考えを持った可能性あふれるこどもたちを全力で応援したい。こうした決意を込めています。

大綱に属する施策の推進にあたっては、学校教育という学びの場の環境整備はもとより、地域と連携した体験活動の創出による社会教育の視点での環境整備や、教室以外に通える場づくりによる誰一人取り残さない教育環境の整備、また本市の豊かな水と緑に恵まれた環境を生かした取り組みなど、教育委員会としっかりとスクラムを組み、取り組んでいくことが大切だと考えます。

今般、市における長期的かつ総合的なまちづくりの指針として最上位に位置づけられる「東久留米市第 5 次長期総合計画 後期基本計画」を令和 8（2026）年 2 月に策定したことに伴い、社会の変化や時代の要請に応じていくため、また、市長部局と教育委員会が市の目指すべき教育を共有し、一体となって教育行政の推進に取り組んでいけるよう、大綱を改定することといたしました。

改定にあたっては、東久留米市総合教育会議において教育委員会から貴重なご意見をいただいております。

この大綱の理念に基づき、今後も教育行政の推進に尽力してまいります。

令和 8（2026）年 7 月

東久留米市長

富田 竜馬

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について

平成 27(2015)年 4 月 1 日から施行された、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、地方公共団体の長は当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなりました。

これを受け、東久留米市では東久留米市総合教育会議における協議を経て、平成 27(2015)年 5 月に「東久留米市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を策定しました。

このたび、令和 8(2026)年 2 月に東久留米市長期総合計画後期基本計画を策定いたしましたので、社会の変化や時代の要請に応じていくため、これを大綱に反映させ、東久留米市の教育行政のより一層の推進に向けて明確な施策の方向性を示す必要があることから、大綱を改定します。

※本大綱の名称における「学術」は、研究者や専門家が取り組んでいることに加え、学校や教育委員会が日常的に調査研究していることも広く含むものと整理し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律と同様の名称としています。

基本方針 1 子どもの未来を育む学校教育

1-1 人権尊重の精神の涵（かん）養と健やかな心と体の育成

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現のためには、一人ひとりの人権尊重の精神の涵養が図られることが大切です。すべての市立小・中学校で人権教育を推進しており、今後も、児童・生徒の発達段階に応じ、人権の意義・内容を理解し、態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながる教育を進めます。

本市では、令和 6(2024)年に改定した「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針」に基づき、軽微ないじめも見逃さず、いじめの定義に基づいたいじめの認知を組織的に行っています。いじめを生まない、許さない環境づくりのために、いじめ防止授業の実施などを推進し、「いじめは絶対に許さない」という意識の醸成を図り、解消に向けて組織的に対応します。その際、家庭や地域、関係機関等との連携を図り、未然防止、早期発見、早期対応等に努めます。また、不登校対策についても、一体的かつ速やかな対応とともに誰一人取り残さない多様な学びの場の充実に努めます。

特別な支援を要する児童・生徒が増加傾向にあることから、個に応じた指導・支援やインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進を図っていきます。健やかな心と体の育成に当たり、心と体を一体として捉え、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成します。

1-2 人生を切り拓き、社会を創る確かな学力の育成

多様な人々と協働しながら、さまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるよう一人ひとりの子どもを育成することが求められています。次期学習指導要領の改訂を視野に、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組み、さらに「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を通じて、変化の激しい社会を自立的に生き抜く児童・生徒の育成を目指していきます。

社会のグローバル化が進む中、国際理解は重要な課題となっています。国際社会で活躍できる人材を育成するために、生きた英語が身に付く授業や事業の充実のほか、自分たちの伝統と文化に対して誇りを持つこと、他国の人々や文化を理解し尊重するための

取り組みも進めます。また、読書を通して子どもたちの豊かな人間性を育む読書活動の推進のため、学校図書館の利活用を進めます。

小・中学校間における連携の一層の充実や幼稚園・保育園・小学校間での連携の推進、地域人材・地域資源を活用した教育活動、保護者や地域と連携した学校運営の充実を図ります。

1-3 時代の要請にこたえる信頼される学校づくり

学校が各校の創意工夫を生かした特色ある教育活動を進めるためには、地域や学校の実態に即して適切な教育課程を編成し実施するとともに、評価、改善していくことが大切です。今後も、教員が効率的に業務を行い、子どもに向き合う時間を確保しながら、教員一人ひとりの力量が発揮され、時代の要請に応える教育の充実や環境整備、教員の働き方改革に努めます。

さらに多様な状況下にあるすべての児童・生徒の学びを保障するため、学校運営協議会を導入し、家庭、地域及び関係機関と連携した学校運営の充実を図ります。

児童・生徒が安心・安全に学ぶことができる教育環境を整備するため、学校施設の日常点検や維持補修、施設全体の計画的な整備に取り組みます。また、今後の人口減少・少子化の進展や学校施設の老朽化といった課題に対し、児童・生徒の成長に資する標準的な学校規模・配置の観点から、児童・生徒数の将来推計を把握し、公共施設マネジメントの視点も含めて、将来の学校施設のあり方、規模や配置を構想します。

児童・生徒の登下校時における安全確保に向けて、学校と家庭・地域、関係機関が連携した取り組みを継続的に行っていきます。学校給食では、児童・生徒が、食に関するさまざまな知識や望ましい食習慣を身に付け、健康の保持増進が図られるよう、安全・安心な給食を安定的に提供していきます。また、適切な生活習慣及び食習慣の定着とともに、食に関わる人々への感謝の気持ちを育み、地域で生産される食材や食文化への関心を高める食育を推進します。

基本方針2 市民の学びを地域に生かす生涯学習

2-1 市民のニーズに応じた生涯学習活動の充実

国が令和5(2023)年6月に策定した「第4期教育振興基本計画」では、さまざまな体験活動は、住民のウェルビーイングの向上に資するとともに、共生社会の実現にもつながる意義を有しており、その機会の充実を図っていくことが求められています。

地域社会の活力の維持、発展とともに、多くの市民が生涯学習活動に取り組めるような意欲の醸成にむけて、生涯学習や文化・芸術活動に取り組んでいる市民活動団体、NPO、指定管理者などと市民が連携し、行政と協働する体制づくりを進めます。また、生涯学習の拠点となる生涯学習センターは、未来志向の公共施設マネジメントに沿った対応を進め、安定的な施設管理に努めます。

水と緑に恵まれた環境の中で、生涯学習を通じた子どもたちの学びや成長の機会を充実させるため、「学校運営協議会」や「地域学校協働活動」を導入し、地域と学校が相互連携した各種体験活動などの取り組みを進めます。

2-2 歴史・文化・情報拠点としての図書館サービスの充実

図書館は「地域を支える図書館」を基本理念とし、市民の課題解決を支援する、まち

の情報拠点として、生活や学習に必要な資料・情報を提供しています。また、まちの歴史や文化を次代に継承するため、本市に関する地域資料、行政資料を収集、保存しています。情報の変化の目まぐるしい現代社会において、インターネットを通じて情報を収集することが主流となっていますが、市民の課題解決に向けて様々な情報を活用するためのリテラシー事業などを実施して、情報化の進展に対応した取り組みを進めます。

令和7(2025)年1月に策定した「東久留米市子ども読書活動推進計画第四次計画」では、今までの取り組みを継承・発展させながら、読書や調べることへの子どもの主体性を引き出す取り組みに重点を置き、そのために子どもたちとその周りの大人たちへの意識調査などの調査研究を行い、取り組みに反映させることとしています。自由で自主的な子どもの読書活動を保障するための読書環境の整備を目指して、計画に基づき取り組みを推進していきます。

図書館は市民の情報拠点として、多様化するニーズを捉えながら施設の環境を整備し、ICTを活用したサービスの充実に向けた取り組みに努めます。

2-3 市民協働による文化財の保護・活用

文化財の保護については、水と緑あふれる豊かな自然の中で培われてきた郷土の歴史や文化を後世に伝え、市民の郷土への関心を高めるため、広報紙やホームページなどを活用した啓発を行い、定期的に指定を行うなど、関係団体と協力・連携を図りながら行っています。指定後は展示での活用や刊行物での文化財の普及を図るなど、法による文化財保護と啓発をあわせて行っています。地域の郷土芸能の伝承は、担い手の高齢化と減少が深刻な問題となっており、郷土芸能団体への支援を引き続き行っていく必要があります。

市の歴史や文化財に触れる機会を創出していくため、講演会などの企画事業、人材の育成や体制づくりについては、さまざまな関係機関と連携・協力し、事業を進めます。

次期の市史編纂の資料ともなる資料集刊行と並行し、歴史公文書などの行政資料についても関係機関と連携し管理・蓄積に努めます。

2-4 スポーツとの触れ合いを広げる市民スポーツの振興

令和3(2021)年10月に行った「東久留米市スポーツ健康都市宣言」のもとで、スポーツを通じた健康づくりの情報提供や個々のライフスタイルに応じたスポーツについて、その奨励と普及に努めています。また、関係団体と連携・協力して、市民がスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むために、安全な環境で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支える活動に参加できる機会の確保に努めます。

スポーツを奨励し、振興するため、指導者や市民スポーツ団体の運営に携わる人材の確保・育成とともに、市民スポーツ団体との連携を進めます。スポーツ施設については、利用者が安全・安心に利用できるよう、施設の適正な管理及び環境整備を行っていきます。

基本方針3 家庭・地域での子ども子育て支援

ひとり親家庭、多国籍、ステップファミリーなど、家庭の形の多様化に伴い、家庭内の課題やニーズも複雑化しており、それぞれの家庭の状況に応じたきめ細やかな支援が求められています。子どもと親が安心して暮らせるよう、地域や社会全体でも支えられる、子どもを中心とした適切な支援を包括的に講じていくことが必要です。令和6(2024)年度に設置したこども家庭センターを中心として、母子保健の分野と児童福祉の分野を

つなぎ、一体的かつ切れ目のない支援提供を図っていきます。また、コロナ禍により子育ての孤立化が進んで以降、子育ての知恵や経験を共有する機会に恵まれず、子育てに不安を抱える家庭が増加しています。育児不安が虐待につながることを防ぐためにも、これまでの虐待通告や相談への対応に加え、虐待の発生防止に努めます。

また、特別な支援を必要とする子どもや子育ての不安や悩みを抱える保護者について、子どもが安心な環境で育まれ成長できるよう、子育てしやすいまちづくりを進めます。

東久留米市教育、学術及び文化の
振興に関する総合的な施策の大綱

令和8(2026)年7月

発 行／東久留米市

編 集／東久留米市企画経営室企画調整課

住 所／〒203-8555 東京都東久留米市本町三丁目3番1号

電 話／042-470-7777(代表)

E-mail／kikakuchosei@city.higashikurume.lg.jp